省　令

○経済産業省令第五十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第九項及び中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第二次試験） **第四十二条**　第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記の方法により行う。 （第二次試験受験の要件） **第四十三条**　第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。 2・3　（略） （受験手続） **第四十四条**　試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣（指定試験機関（法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、指定試験機関。第四十六条において同じ。）に提出しなければならない。 2　（略） （受験手数料） **第四十五条**　法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万七千二百円、第二次試験については一万五千百円とする。 2・3　（略）	（第二次試験） **第四十二条**　第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記及び口述の方法により行う。 （第二次試験受験の要件） **第四十三条**　第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。ただし、第二次試験のうち口述の方法により行うものは、当該第二次試験のうち筆記の方法により行うものにおいて経済産業大臣（指定試験機関（法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、指定試験機関。次条及び第四十六条において同じ。）が相当と認める成績を得た者について行うものとする。 2・3　（略） （受験手続） **第四十四条**　試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣に提出しなければならない。 **附　則** この省令は、令和八年四月一日から施行する。 2　（略） （受験手数料） **第四十五条**　法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万四千五百円、第二次試験については一万七千八百円とする。 2・3　（略）

法規的告示

○農林水産省告示第九百九十九号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、即席めんの日本農林規格（平成二十一年農林水産省告示第四百八十四号）（ＪＡＳ　〇四八四）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成十六年農林水産省告示第千四百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格（令和元年農林水産省告示第七百九十八号）（ＪＡＳ　〇〇一二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第三十九条（同令第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準（令和元年農林水産省告示第八百一号）の一部を次のように改正し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）